

統計等データの利活用と保護についての判断をするに当たっての基本的なガイドライン（イメージ）

- 統計等データ（注）を有機的・効果的に活用した統計的分析などを積極的に促進するため、統計関係法制の総合的な見直しを行う予定。ただし、法律上、利活用のために統計等データを提供できることとなっても、実際には、案件ごとに、保有する国の機関が提供の可否を個々に判断する必要。
- しかし、統計等データの性質は様々で、多様な利用者、利用方法も想定。一方、保有する国の機関は、提供するか否かの判断に必要な専門知識（例えば、匿名化に関する知識）を必ずしも有しておらず、判断に不安がある場合には、セキュリティの確保や調査に対する報告者の信頼維持等の観点から、抑制的な対応となり、利活用に支障が生ずる懸念。
- このため、政府全体で統一的・整合的な対応を図る観点から、E B P M推進委員会が、統計委員会の専門意見を聴いて、各府省が統計等データの利活用と保護についての判断をするに当たっての基本的なガイドラインを定めることとする。

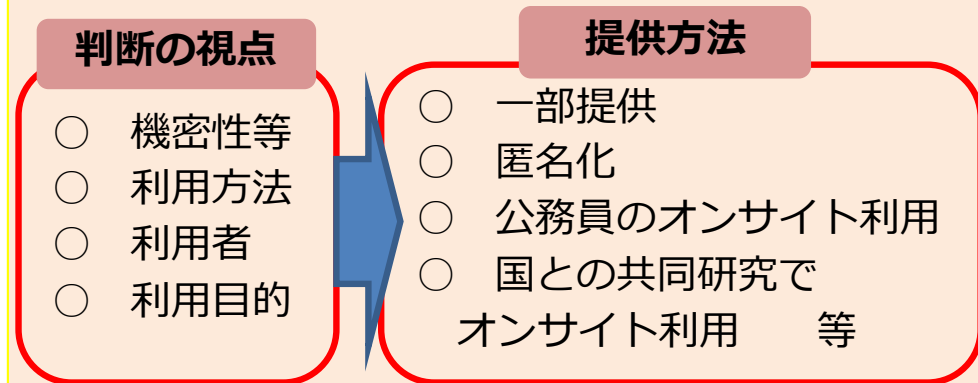
ガイドラインのイメージ（試案）

（注）統計、統計マイクロデータ（集計していない個票形式のデータ）及び統計的な利活用を行う行政記録情報のこと。

基本的考え方（例）

- 機密性の高い等の統計等データであっても、それを全体として捉えるのではなく、その一部でも提供ができないかという観点から検討
- 機密性の高い等の統計等データであっても、まず、国、地方公共団体の政策形成目的で公務員が利活用する場合には、柔軟に対応。
その際のセキュリティ確保等の状況を踏まえ、研究目的の利活用への展開を、その後さらにそれ以外の利活用への展開も検討
- 統計等データの提供に要する費用について、受益と負担の原則及び公共への裨益の見通し等を踏まえた負担を検討 等

提供の可否の判断プロセス（例）



⇒ ガイドラインに基づく各府省による統計等データの提供が円滑に行われるよう、E B P M推進委員会においても必要に応じ調整